

- 1 会議名 総務・産業建設常任委員会協議会
- 2 日時 平成29年9月7日（木）
午前10時42分～午後2時35分
- 3 場所 第2・3委員会室及び正副議長応接室
- 4 出席委員 全委員
- 5 出席者 総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則、行政課長 中村定秋、都市整備課長 西村忠寿、同主幹 石黒光広、同統括主査 小川薫
- 6 事務局出席者 議会事務局長 尾関友康、同主任 高野真理子
- 7 委員長あいさつ
- 8 協議事項

（1）閉会中の継続審査事項

① 住宅リフォーム促進事業助成制度の実施についての意見交換

都市整備課長から経過説明

榊谷委員：他市町などで、小売店の店舗など商工の面でリフォーム促進事業を実施している事例もあるが、どう考えるか。

都市整備課長：あくまでも住宅のリフォームに限ったものと考え、商業用店舗については検討していない。

大野委員長：空き家のリフォームは、中心市街地での助成か、移住者に対する助成か、いずれを想定しているか。

都市整備課長：詳細な区分はまだ考えていない。

大野委員長：商店の空き店舗はどうか。空き店舗活用のための奨励金の利用が伸び悩んでいるようだが、助成額が少ないか期間が短いのではないか。倍額にするなど、活用計画は検討しているか。廃止ではなく、より充実させることはできないか。

建設部長：商業全体の活性化やにぎわいづくりにも関係するが、商工振興についてはビジネスサポートセンターの立ち上げ、地域産業活性化推進協議会等も実施している。個別施策として、空き店舗対策という論点で言えば、商工会とも現場を確認したところ、空き店舗数は限られているので、廃止もやむを得ないだろう。シャッターが下りていても、住宅として利用しているなど、そこを貸し出すということは難しいだろう。近隣の犬山、小牧でも住宅店舗のリフォーム等を実施しているようだが、利用は少ないようである。商業の活性化に向けては全体の中で色々な施策を打ち出していきたい。

塚本委員：耐震診断の対象となる建物の数と実施率は。

都市整備課統括主査：平成27年度末で対象物件は5115件、耐震診断を実施しているのはわずかで、年間20件程度である。実施率を上げていかななくてはいけないので検討中。

塚本委員：耐震診断の実施数が伸びれば、診断を行うことでリフォームを検討する人も増えていくと思う。

梶谷委員：約５０００件のうち、診断済みは何％程度か。

都市整備課長：耐震診断の対象となっている約５０００件の中には、建替えを行っている建物もあり、耐震化が図られている事例もある。しかしそういった数字は上がってこないで、あくまでもこちらの耐震診断を受けてリフォームをした件数しか把握できないので、集計していない。

塚本委員：現在、国からの補助は最大４５万円でよいのか。

都市整備課統括主査：そのとおりです。

塚本委員：その補助金は、市を通して申請者に給付するのか。何件くらいか。

都市整備課統括主査：平成２８年度は１０件であった。

大野委員長：耐震改修の補助に住宅リフォームの上乗せは、前は２０万円程度だったかと思うが、どの程度を考えているか。

都市整備課長：具体的な金額は検討中で示すことができない。なお、平成２４～２６年に実施した際は２０万円を上乗せして１１０万円であったが、それでも申し込み件数は３年間で８件であった。昨年度も１００件近くのお宅を回って耐震診断を紹介したが、実績は１件であった。往々にして改修費用が１０００万円を超えるので、特に高齢者に多いが、仮に市が１００万円上乗せしても、では改修しようということになるかどうか疑問である。耐震化率を上げていくために検討していくが、やみくもに金額をあげることはいけないと思っている。なお、報告であるが、明日８日夜、岩倉江南線の切り替え、土曜朝までに完了する。

（午前１１時 休憩）

（午前１１時１５分 再開）

② 岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）について

「第９条 金融機関の役割」

大野委員長：裏添市は具体的に記載されているようだ。

全員了

「第１０条 教育機関等の役割」

大野委員長：これも浦添市がよさそう。

関戸委員：大学は岩倉市内にないので、「学生」の表現はどうか。市内在住の大学生ということでもいいか。

梶谷委員：役割、なのでその教育機関（大学校）がない以上、省いてはどうか。

大野委員長：浦添市の「学校」を「教育機関」に替えて利用する。

「第１１条 市民の理解と協力」

大野委員長：市内でモノを買いサービスを受けようということが伝わるように。

梶谷委員：「理解」と「協力」が両方入ったほうがいい。

大野委員長：第１項は浦添市、第２項は小松島市。

「第１２条 施策の基本方針」

大野委員長：市の役割の条文に入れたので、ダブリがないようにしなくては。

梶谷委員：重複する項目がほとんどだが。

塚本委員：商工会のものはどうか。シンプルでわかりやすい。

大野委員長：（８）を削除して、商工会のものを利用する。

「第１３条 協議の場の設置」

関戸委員：置くことができる、でどうか。

全員了

「第１４条 実施状況の公表」

関戸委員：商工会の案では、検証も入っているがどのようにするか。検証は当然必要だが、大変になる。

大野委員長：浦添市のものでいいのではないか。年に１回公表するということは、当然、検証もしているということではないか。

「第１５条 委任」

大野委員長：市長が定める、規則で定める、２種類あるが。

局長：どちらも同じ。市長が定める、も規則を定めることになる。

梶谷委員：議会が出す条例案なので、市長よりも規則がいいのではないか。

塚本委員：本来は執行機関が策定する条例であり、最終的には市長が提案して、実行するのは執行機関である。本委員会が行うのは、政策提案である。

梶谷委員：当局は、行動計画などを現在実施しているところで、機運を高めたところで条例を策定したいのだと思う。

大野委員長：規則にする。１２月定例会最終日で上程したいと考えている。しかし、当局は規則等を制定しないといけないので、施行は来年４月１日になると思う。

（午後０時１０分 休憩）

（午後１時１５分 再開）

各条文の見直し、字句ゆれの修正等。

（２）その他

- ・ 総務・産業建設常任委員会の行政視察の工程について説明。

- ・ 次回日程 １０月３日（火） 午前１０時から 正副議長応接室

（午後２時３５分 閉会）